

〔平成16年12月10日
都市再生本部決定〕

都市再生本部の後援等名義の使用について

都市再生本部は、求めに応じて都市再生本部の後援等名義の使用を承認することにより、都市再生基本方針の実施の推進を図ることとする。

このため、都市再生本部の後援等名義の使用の承認に関し必要な事項は、本部長が定める。